

自転車道ネットワークの構築にあたって

平成 21 年 9 月
交通計画課

1. 自転車道ネットワーク構築の背景・目的

(背景)

- ・ 通勤・通学、買物等の移動手段としての自転車利用の増加。
- ・ 健康志向の高まりや経済性、環境負荷の軽減等の観点からの利用の増加。
- ・ 自転車に関連する交通事故の増加。

(目的)

- ・ 市民が健康で良好な環境の基に生活を営むことを可能にする交通環境の構築。
- ・ 自転車走行空間の整備手法、整備方針の策定。

2. 自転車道ネットワーク構築の基本方針（案）

（1）東京外郭環状道路等を活用した自転車道のネットワーク形成

東京外郭環状道路、都市計画道路3・4・18号は、市川市の北部地域を南北に縦断する道路であり、自転車道の骨格となるものと考えています。

自転車道のネットワーク構築においては、これらの路線を軸として、拠点相互の連携強化や市中心部へ向かう通勤・通学者等の安全で快適な移動を支援するネットワーク形成を図る。

（2）幅員構成の見直しによる自転車走行空間の確保

自転車道は、道路の形態が同一で連続性を確保できることが理想ですが、市内の道路状況から考えると道路の拡幅が必要です。しかしながら、道路拡幅には長期的な取組みが必要なことから、既存の道路幅員の中で幅員構成の見直しによる自転車走行空間の確保を検討する。

用語の説明

◎自転車走行空間

- ・道路構造令による自転車道及び自転車歩行者道（自歩道）において自転車が走行する部分。
- ・道路交通法による自転車が道路標識等により通行することが可とされている歩道。
（道路交通法第63条の4）

◎歩行者空間

- ・自転車歩行者道のうち歩行者が通行する部分。

◎道路構造令

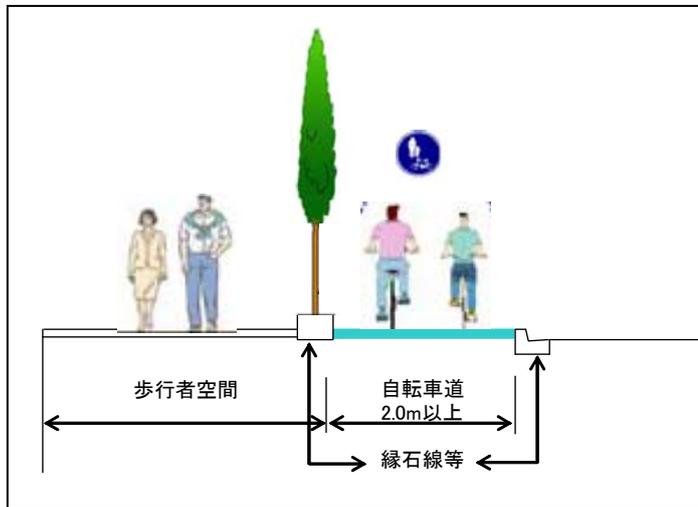
- ・道路法第30条第1項および第2項の規定に基づき、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令である。

◎道路交通法

- ・道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に役立てることを目的とした法律。

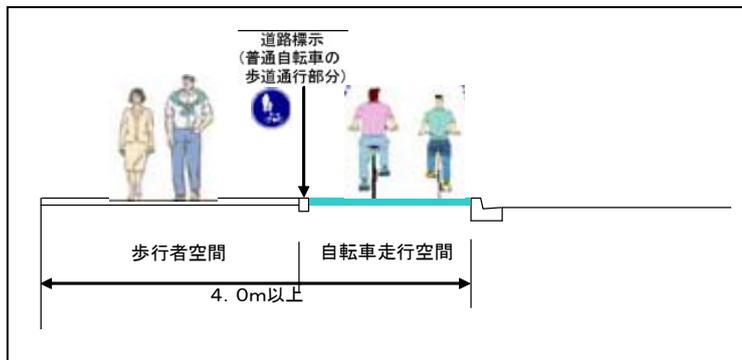
4. 自転車道・自転車歩行者道の種類

【タイプ1】 自転車道としての整備（道路構造令：自転車道）



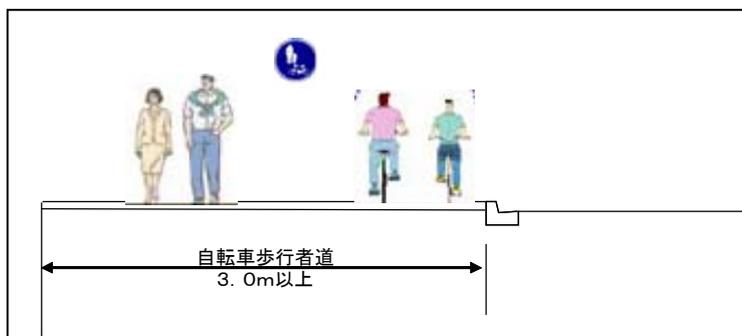
【タイプ3】 自転車歩行者としての整備（道路構造令：自転車歩行者道）

◎自転車と歩行者を着色舗装や路面表示により分離する。（パターン1）



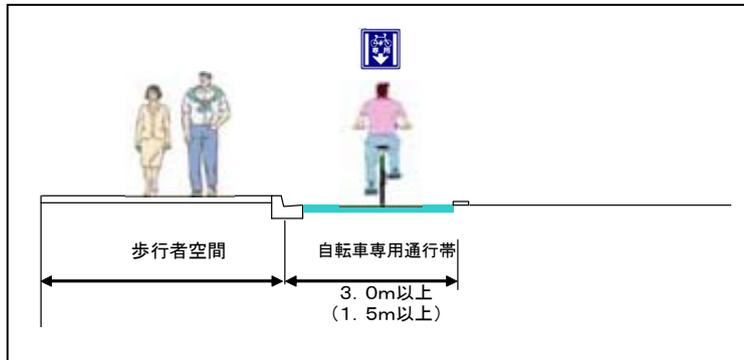
【タイプ3】 自転車歩行者としての整備（道路構造令：自転車歩行者道）

◎自転車と歩行者の空間を分離しない。（パターン2）

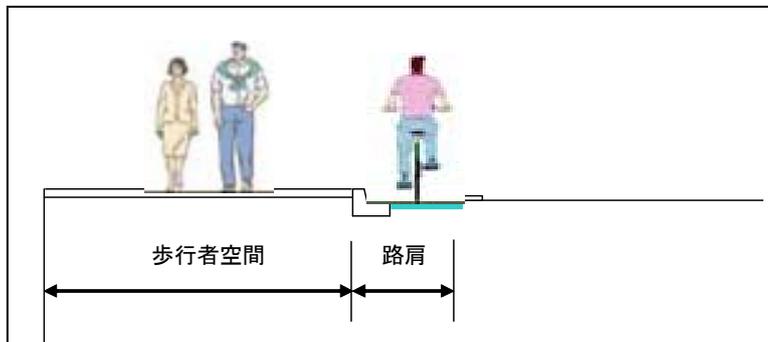


5. 車道・路肩の着色舗装による自転車走行空間の確保

【タイプ2】自転車専用通行帯としての整備（道路構造令：車道）

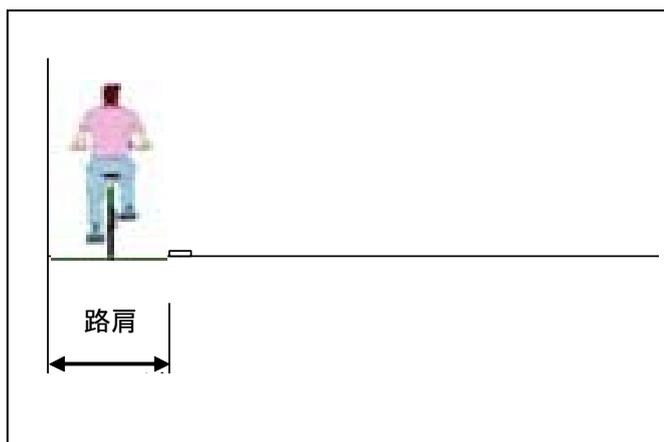


【タイプ4】車道の一部（路肩）を着色舗装により視覚的に分離する。



【タイプ5】

◎歩道がない道路において着色舗装や区画線により視覚的に分離する。



◎参考資料

【タイプ1】自転車・歩行者分離タイプ（道路構造令：自転車道）
 ○自転車・歩行者・自動車を工作物により、完全に分離する。

歩行者空間 自転車道 自動車

緑石線等

2.0m以上

道路交通法第63条の3
 自転車道が設置されている場合、やむを得ない場合等を除き、自転車道を通行しなければならない。

○歩行者、自転車、自動車を分離できるため、それぞれの安全性が確保できる。
 ○自転車の相互通行が可能であるため、自転車が利用しやすい。
 ●それぞれの通行空間が必要となり、車線の縮小や道路拡幅が必要となる。
 【○：利点 ●：課題（以下同様とする）】

◎施工事例（例：岡山県岡山市）



◎施行事例（例：市川市）



◎自転車道（道路構造令第2条第2項、道路交通法第2条第3号の3）・・・定義

- ・道路構造令と道路交通法に定められた自転車道は、自転車の用に供するために工作物等（緑石線又はさく）によって区画され、車道だけでなく歩行者のための歩道からも分離された道路の部分を目指す。

【道路構造令：自転車道の幅員】（道路構造令第10条第3項）

- ・自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。

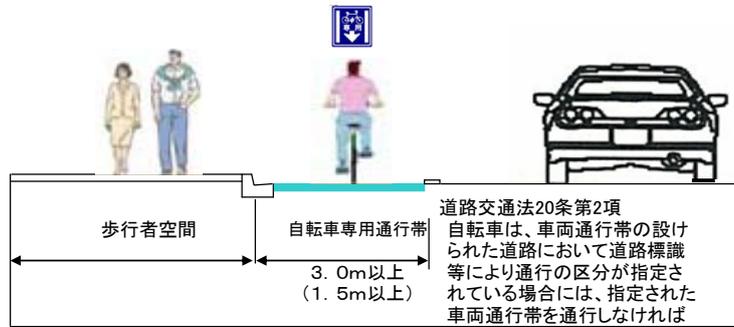
【道路交通法における自転車道の通行方法】（道交法第63条の3）

- ・自転車は自転車道が設置されている場合には、やむを得ない場合等を除き、自転車は自転車道を通行しなければならない。

【タイプ2】自転車・歩行者分離タイプ（道路構造令：車道）

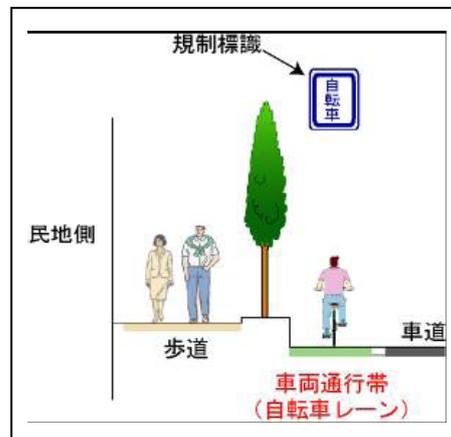
（道路交通法：自転車専用通行帯）

◎自転車と歩行者を工作物で分離し、自転車通行帯を着色舗装や路面表示等で分離する。



- 自転車と歩行者の分離が可能となり、接触の危険性は低くなる。
- 車道内の自転車が通行すべき部分の明確化が可能となる。
- 自転車と自動車を物理的に分離する構造でないため、接触の危険性が残る。
- 自転車専用通行帯内の自転車は一方通行（左側）となり、利便性が劣る。
- 自動車の停車、駐車等により、自転車の通行を妨げることがある。

◎施工事例（例：福島県福島市）



◎自転車通行帯（自転車レーン）（道路交通法第20条第2項）・・・定義及び通行方法

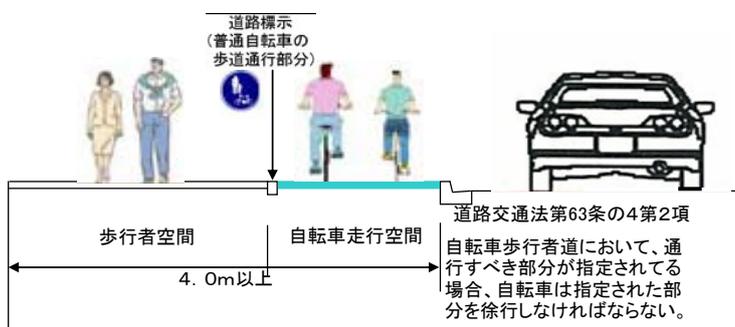
- ・自転車は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されている場合には、指定された車両通行帯を通行しなければならない。

【道路交通法における自転車通行帯の幅員】（道路交通法施行令第1条の2第4項）

- ・車両通行帯の幅員は3m以上（やむを得ない場合1.5m以上3.0m未満）

【タイプ3】自転車・歩行者共存タイプ（道路構造令：自転車歩行者道）

◎自転車と歩行者を着色舗装や路面表示により分離する。（パターン1）



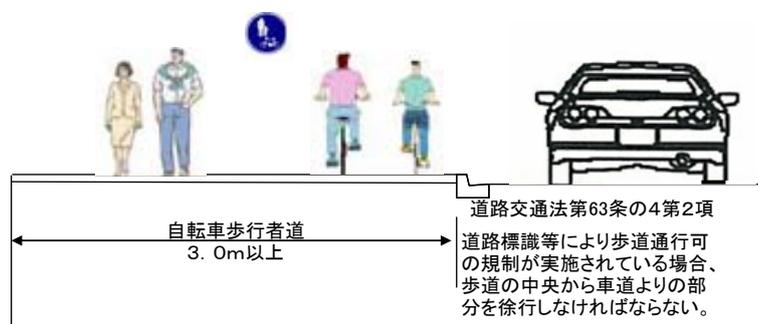
- 走行位置が明確に区分され、歩行者・自転車の交通が整序化される。
- 自動車と物理的に分離され、自転車が自動車と接触する危険性が低下する。
- 自転車の相互通行が可能であるため、自転車が利用しやすい。
- 歩行者と自転車を物理的に分離する構造でないため、接触する危険性がある。
- 歩行者・自転車の通行空間が必要となり、車線の縮小や道路拡幅が必要となる。

◎施工事例（例：広島市西区）



【タイプ3】自転車・歩行者共存タイプ（道路構造令：自転車歩行者道）

◎自転車と歩行者の空間を分離しない。（パターン2）



- 自動車と物理的に分離され、自転車が自動車と接触する危険性が低下する。
- 自転車の相互通行が可能であるため、自転車が利用しやすい。
- 自転車の走行位置が明確に区分されないため、歩行者と錯綜する可能性がある
- 歩行者、自転車の交通量の多い場合は、検討が必要となる。

◎自転車歩行者道（道路構造令第2条第3号）・・・・・・・・定義

- ・道路法令の中では、「専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分」を指す。

【道路構造令：自転車歩行者道の幅員】（道路構造令第10条の2第2項）

- ・自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路は4.0m以上、その他の道路については3.0m以上とするものとする。

【道路交通法における歩行者通行部分の指定】（道交法第63条の4第2項）パターン1

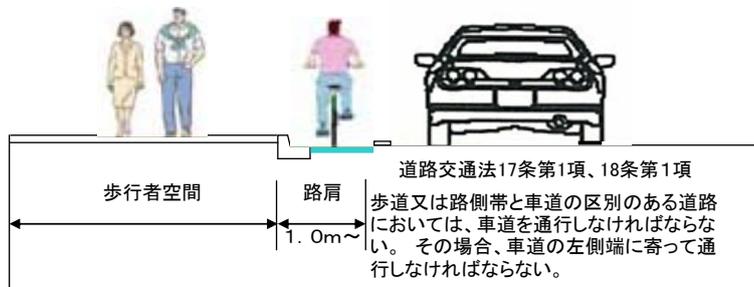
- ・自転車の歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、自転車の通行すべき部分が指定されている場合、その指定された部分を徐行しなければならない。

【道路交通法における自転車の歩道通行可】（道交法第63条の4第2項）パターン2

- ・自転車は、歩道通行可の交通規制が実施されている場合、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。

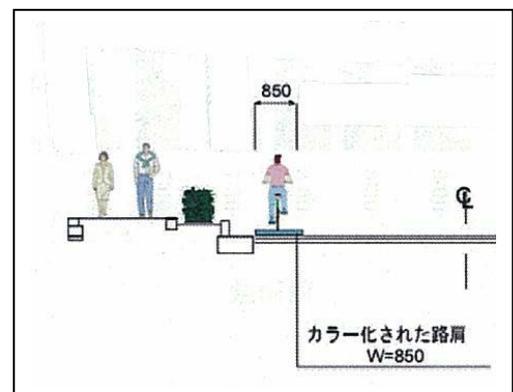
【タイプ4】自転車・歩行者分離タイプ（道路構造令：車道）
（路肩のカラー舗装）

◎車道の一部（路肩）を着色舗装により視覚的に分離する。



- 自転車と歩行者の物理的に分離が可能となり、接触の危険性は低くなる。
- 道路の幅員構成の見直しにより、自転車走行空間の確保が図れる。
- 自転車と自動車を物理的に分離する構造でないため、接触の危険性が残る。
- 交通量の多い道路、大型車両の通行が多い道路では、検討が必要となる。
- 自動車の停車、駐車等により、自転車の通行を妨げることがある。
- 自転車は一方通行（左側）となり、利便性が劣る。

◎施工事例（江戸川区）



◎路肩（道路構造令第2条第12号）・・・・・・・・定義

- ・道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道、または自転車歩行者道に接続して設けられている帯状の道路の部分という。

【タイプ5】自転車・歩行者共存タイプ（道路構造令：路肩）

（道路交通法：路側帯）

◎歩道がない道路において着色舗装や区画線により視覚的に分離する。



○安価で、ある程度の安全性が保てる。

- 物理的に分離する構造でないため、接触の危険性が残る。
- 交通量の多い道路には向かない。
- 電柱、街路灯、標識等の支障物が多い道路には向かない。
- 通行方向に規定がないため、歩行者や自転車と錯綜する可能性がある。

◎路側帯（道路交通法第2条第3号の4）・・・・・・・・定義

- ・歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

【路側帯の幅員】（道路交通法施行令第1条の2第2項）

- ・路側帯の幅員は原則0.75m以上。